

## 廃棄物処理業の許可を要しない者の指定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第2条第14号、第2条の3第10号、第9条第14号、第10条の3第10号、第10条の11第6号及び第10条の15第4号の規定に基づき、災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために、市長が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して市長が定める期間に、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可を要しない者として廃棄物を適正に処理する能力がある者を指定することに関し、必要な要件や手続き等の事項を定める。

(廃棄物処理業の許可を要しない者の指定)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、一般廃棄物処理業の許可を要しない者として一般廃棄物を適正に処理する能力がある者を指定することができる。

- (1) 一般廃棄物処理実施計画に基づく対応が困難であること。
- (2) 緊急に処理すべき一般廃棄物がある等の理由により生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止の措置を行う必要があること。
- (3) やむを得ない理由により市内の既存の一般廃棄物処理業者では十分な処理ができない状況であること。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を要しない者として産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を適正に処理する能力がある者を指定することができる。

- (1) 緊急に処理すべき産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物がある等の理由により生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止の措置を行う必要があること。
- (2) やむを得ない理由により市内の既存の産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者では適正かつ円滑な処理ができない状況であること。

(指定の対象者)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、一般廃棄物を適正に処理する能力がある者として前条第1項の指定を行うことができる。

- (1) 他の市町村において、緊急に処理すべき一般廃棄物と同様の一般廃棄物の処理を委託されている者
- (2) 他の市町村において、緊急に処理すべき一般廃棄物と同様の一般廃棄

物の処理に係る許可を有している者

(3) 緊急に処理すべき一般廃棄物と同様の性状の産業廃棄物の処理に係る許可を有している者

- 2 市長は、他の地域において、緊急に処理すべき廃棄物と同じ種類の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に係る許可を有している者について、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を適正に処理する能力がある者として前条第2項の指定を行うことができる。
- 3 市長は、前2項に該当する者に緊急に処理すべき廃棄物を処理することができる適切な者がいない場合にあっては、同項の規定に限らず、次の各号のすべてに該当する者について、当該廃棄物を適正に処理する能力がある者として前条各項の指定を行うことができる。
  - (1) 当該廃棄物の処理に用いるための施設や人員が確保されていること。
  - (2) 当該廃棄物を処理するための十分な資力を有していること。
  - (3) 当該廃棄物の処理に係る必要な技術を有していること。

(指定の方法)

第4条 市長は、第2条各項に基づく指定を行うときは、指定する者に指定通知書(第1号様式)を交付するものとする。

(廃棄物処理の状況報告)

- 第5条 第2条各項に基づく指定をされた者は、当該指定に係る廃棄物の処理を行った状況について、廃棄物処理状況報告書(収集運搬用)(第2号様式)又は廃棄物処理状況報告書(処分用)(第3号様式)により市長に報告するものとする。
- 2 前項に基づく報告は、指定に係る廃棄物の処理を開始してから1月ごとの期間について、当該報告に係る期間の末日から10日以内に行うものとする。ただし、指定に係る廃棄物の処理が完了した場合にあっては、1月に満たない期間であっても、前回の報告から完了までの期間について、処理が完了した日から10日以内に報告するものとする。

(指定した事項の変更)

- 第6条 市長は、第2条各項に基づき指定した事項について、変更する必要があると認められるときは、当該指定した事項の変更を行うことができる。
- 2 市長は、前項に基づき指定した事項の変更を行うときは、第2条各項に基づく指定をされた者に指定事項変更通知書(第4号様式)を交付するものとする。

(指定の解除)

第7条 市長は、次の各号に該当する場合には、第2条各項に基づく指定を解除するものとする。

- (1) 予定していた廃棄物の処理が早期に完了した場合等、指定の必要がなくなったと市長が認める場合
  - (2) 廃棄物処理基準に違反した場合等、廃棄物を適正に処理する能力があると認められなくなったと市長が認める場合
- 2 市長は、前項の規定に基づき指定の解除を行うときは、第2条各項に基づく指定をされた者に指定解除通知書（第5号様式）を交付するものとする。

#### 附 則

1. この基準は、令和2年6月1日から施行する。

第1号様式

指定通知書

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第14号・第2条の3第10号・第9条第14号・第10条の3第10号・第10条の11第6号・第10条の15第4号の規定に基づき、廃棄物を適正に処理する能力がある者として、下記のとおり指定したので通知します。

記

指定する者の氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)及び住所	
指定に係る期間	
指定に係る廃棄物の処理方法	
指定に係る廃棄物の種類	
廃棄物の収集運搬を行う区域	
廃棄物の処分を行う事業場の名称及び所在地	
指定の条件	

第2号様式

廃棄物処理状況報告書（収集運搬用）

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付けで指定を受けた廃棄物の収集運搬について、収集運搬を行った状況を次のとおり報告します。

指定の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
報告の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
廃棄物の種類	
廃棄物の運搬先	
廃棄物の種類及び 運搬先ごとの処理実績	別紙のとおり



第3号様式

廃棄物処理状況報告書（処分用）

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付けで指定を受けた廃棄物の処分について、処分を行った  
状況を次のとおり報告します。

指定の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
報告の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
廃棄物の種類	
廃棄物の処分方法	
処理後廃棄物の搬出先 又は売却先	
廃棄物の種類及び処分 方法ごとの処理実績	別紙のとおり





第4号様式

指定事項変更通知書

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで廃棄物処理業の許可を要しない者として指定したところですが、下記のとおり指定を行った事項を変更したので通知します。

記

指定した事項を変更される者の氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)及び住所		
変更の内容	新	旧
変更の理由		

第5号様式

指定解除通知書

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで廃棄物処理業の許可を要しない者として指定したところですが、下記のとおり指定を解除したので通知します。

記

指定を解除する者の氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)及び住所	
指定を解除した理由	